

埼玉県小規模住居型児童養育事業実施要綱

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)に対し、この事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、知事が適当と認めた者とする。

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法(以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者とする。

第4 対象人員

ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

第5 ファミリーホームの設備等

- (1) 児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。
- (2) 風呂、洗面所、便所、児童の居室を有することとし、年齢に応じて男子と女子の居室を別にすること。
- (3) 個々の居室の床面積は、児童一人当たり4.95㎡以上(幼児については3.3㎡以上)とすること。なお、一居室当たり2人までとすること。
- (4) 居間、食堂等児童が相互交流することができる場所を有するほか、ファミリーホームの設備すべてが、児童の適切な養育に資するものであること。
- (5) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職員

- (1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者（養育者を補助する者）をもってその他の養育者に代えることができる。
- (2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。
- (3) 養育者は、養育里親である者（令和2年4月1日時点において養育者であった者は、経過措置として令和5年3月31日までの期間は要件を満たしているものとみなす。）であって、法第34条の20第1項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。補助者は、法第34条の20第1項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護所、自立援助ホームに常勤の児童指導員、保育士又は児童自立支援員として3年以上従事し、養育里親として登録された者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、知事が適当と認めた者なお、①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする。
- (4) 養育者及び補助者（以下「養育者等」という。）は、家庭養護の担い手であることから、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

第8 実施に当たっての留意事項

小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、運営方針、養育者等の職務内容、児童への援助内容、児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の17に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (2) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるよう、養育者等を適切に配置すること。
- (3) 事業者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (4) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対

策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

- (5) 事業者は知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6 か月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (6) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (7) 事業者は、児童に法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (8) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (9) 事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (11) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。
- (12) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経費

本事業の運営に関する経費の支弁は「埼玉県児童福祉施設措置費等支弁基準」及び「埼玉県児童福祉施設等措置費支弁事務処理要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。